



保険証が廃止に！！

令和6年12月2日から現行の健康保険証は発行されません。

医療機関等を受診する場合は、**マイナ保険証**が必要となります。

マイナ保険証は登録が必要です

マイナ保険証とは、健康保険証利用登録が完了したマイナンバーカードのことです。

健康保険証利用登録は、加入者が自身のマイナポータルまたは、医療機関等の窓口等にて登録する必要があります。

(詳細は、厚生労働省HPまたは当健保HPをご覧ください)

現行の保険証は、令和7年12月1日までは使用可能です

健康保険証は、令和6年12月2日に廃止されますが、廃止後1年間(令和7年12月1日まで)は、経過措置期間として、現行の健康保険証を使用することができます。

資格確認書について

マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況の方には、保険者(健康保険組合等)が「資格確認書」を交付します。(保険証を持っている方は経過措置期間中は不要です)



バイバイ

マイナンバーは、速やかに事業主へ提出を！

加入者の資格情報は、事業主が保険者に届け出て、保険者が加入者の資格情報を登録することで、オンライン資格確認に反映されます。

入社や、新たなご家族を扶養することになった場合は、速やかに事業主へマイナンバーの届出をお願いします。

【ダイワボウ健保ホームページのご案内】

健保HP スマホ用QRコード

「ダイワボウ健保」で検索ください。

身体や心の相談ができる「**ダイワボウ健康相談室**」をご活用ください。



健保だより

令和6年8月10日号

※ダイワボウ労働組合「組合新聞」第1096号
(令和6年8月10日発行)に掲載の
「健保とあなた」と同じ内容です

